

各都道府県（方面）公安委員会委員長 警察庁乙刑発第7号
各地方機関の長殿 平成9年9月29日
各都道府県警察の長 警察庁次長
(参考送付先)
府内各局部課長
各附属機関の長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（依命通達）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第70号、別紙2参照。）が、平成9年6月6日に公布され、別表の改正規定を除き、同年10月1日から施行されることとなった（改正の趣旨及び改正の要点は別紙1のとおり。）。

今回の改正に係る留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

- 1 指定暴力団員による資金獲得活動の実態の把握に努め、指定暴力団等の業務等に關し行われる暴力的 requirement 行為に係る再発防止命令を効果的に活用して、上位の指定暴力団員の責任追及を図ること。
- 2 一定の不当な形態によって行われる債権取立てに係る暴力的 requirement 行為等に関する規制を積極的に活用すること等により、暴力団の資金源の封圧に努めること。
- 3 準暴力的 requirement 行為の規制等の積極的な活用により、準構成員等に対しても一層強力な取締りを推進すること。
- 4 一の指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団相互間の対立抗争が発生した場合においては、事案に応じて、対立抗争に係る事務所の使用制限を的確に行い、市民の被害の防止を図ること。
- 5 改正の趣旨及び内容について、警察職員に対する指導教養に万全を期するとともに、適切な広報啓発活動により国民一般にも周知徹底を図ること。

別紙 1

第1 改正の趣旨

最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要挙行為の防止、準暴力的要挙行為（一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示して法第9条各号に掲げる行為をすることをいう。以下同じ。）等の規制、指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時における事務所の使用制限等に関する規定を整備するとともに、暴力的要挙行為として規制する行為を追加する等所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

- 1 指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要挙行為に係る再発防止命令関係（法（改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律をいう。以下同じ。）第12条の2）

法第12条の2においては、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の業務であつて収益を目的とするもの等の当該指定暴力団等に係る一定の業務に関し暴力的要挙行為をした場合において、当該業務に従事する指定暴力団員が当該業務に関し更に反復して当該暴力的要挙行為と類似の暴力的要挙行為をするおそれがあると認めるとときは、当該指定暴力団等の代表者等の一定の指定暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、暴力的要挙行為が当該業務に関し行われることを防止するために必要な事項を命ずることができることを定めた。

2 準暴力的要挙行為等の規制関係

- (1) 準暴力的要挙行為の要求等の禁止に関する規定（法第12条の3及び第12条の4）

指定暴力団員による準暴力的要挙行為の要求等は、準暴力的要挙行為の原因となるものであること等から、法第12条の3においては準暴力的要挙行為の要求等の禁止に関する規定を、法第12条の4においては準暴力的要挙行為の要求等に対する措置に関する規定を定めた。

ア 準暴力的要挙行為の要求等の禁止（法第12条の3）

法第12条の3においては、指定暴力団員は、人に対し、当該指定暴力団員が所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要挙行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならないことを定めた。

イ 準暴力的要挙行為の要求等に対する再発防止命令等（法第12条の4）

法第12条の4第1項においては、公安委員会は、法第12条の3の規定に違反した指定暴力団員に対して、再発防止命令をすることができることを定めた。また、法第12条の4第2項においては、公安委員会は、同条第1項の規定による命令をする場合において、要求等に係る準暴力的要挙行為が行われるおそれがあると認めるとときは、準暴力的要挙行為の要求等の相手方に対し、当

該準暴力的要挙行為をしてはならない旨の指示をするものとすることを定めた。

(2) 準暴力的要挙行為の禁止に関する規定（法第12条の5及び第12条の6）

指定暴力団員と一定の関係にある者による当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要挙行為を防止するため、法第12条の5においては準暴力的要挙行為の禁止に関する規定を、法第12条の6においては準暴力的要挙行為に対する措置に関する規定を定めた。

ア 準暴力的要挙行為の禁止に関する規定（法第12条の5）

法12条の5第1項においては、第12条の規定による命令を受けた者であって当該命令を受けた日から起算して3年を超えないもの等は、特定の指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要挙行為をしてはならないことを定めた。また、同条第2項においては、一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者であって、当該指定暴力団等の指定暴力団員が行った暴力的不法行為等に共犯として加功し刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して5年を経過しないもの等は、当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等に係る準暴力的要挙行為をしてはならないことを定めた。

イ 準暴力的要挙行為の禁止に対する中止命令及び再発防止命令（法第12条の6）

法第12条の5の規定に違反した者に対して、法第12条の6第1項においては、公安委員会が中止命令をすることができることを、同条第2項においては、公安委員会が再発防止命令をすることができることを定めた。

3 対立抗争時における事務所の使用制限関係（法第15条）

最近の対立抗争の実態を踏まえ、法第15条第1項においては、指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為が発生した場合においても、公安委員会は、事務所の管理者に対してその事務所の使用制限の命令をすることができることを定めた。

また、同条第2項においては、一の指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所若しくは当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為が発生した場合においても、公安委員会は、事務所の使用制限の命令をすることができることを定めた。

4 暴力的要挙行為に係る規制関係（法第9条第6号の2）

最近における暴力団員による資金獲得活動の実態にかんがみ、法第9条第6号の2においては、人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、粗野又は乱暴な言動を交える等して、金品等を目的とする債務の履行を要求する行為を暴力的要挙行為に係る行為類型とすることを定めた。

5 その他

(1) 不当な要求による被害の回復等のための援助に関する規定（法第13条）

公安委員会は、法第12条の6の規定による命令をした場合においても、当該命令に係る準暴力的要挙行為の相手方から、その供与した金品等の返還その他の被害の回復に当たって援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該準暴力的要挙行為をした者に対する連絡その他必要な援助を行うものとすることを定めた。

(2) 指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要挙行為に係る再発防止命令等に係る意見聴取に関する規定（法第34条）

公安委員会は、法第12条の2、第12条の4及び第12条の6の規定による再発防止命令をしようとするときは、意見聴取を行わなければならないこと等を定めた。

(3) 準暴力的要挙行為の要挙等に係る仮の命令の新設（法第35条）

法第35条第1項の規定による仮の命令の対象に準暴力的要挙行為の要挙等に対する再発防止命令及び準暴力的要挙行為に対する再発防止命令を加えた。

(4) その他

1から5(2)までの改正に伴い必要となる命令等を行う公安委員会、公安委員会の事務の委任、罰則等の規定を整備した。